総務省「PFI事業に関する政策評価」について

1. 趣旨

- ・総務省は「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があるもの、総合的な推進を図る見地から評価する必要があるものについて、政策評価を実施。
- ・平成 17 年 12 月から平成 20 年 1 月(うち実地調査期間は平成 18 年 4 月から 7 月まで) にかけて、総務省において「PFI事業に関する政策評価」を実施。19 年 3 月末現在の 266 件のうち 163 件を抽出し調査。
- ・本評価結果に基づき、本年1月11日に総務省より内閣府に対し勧告。

2. 調査結果及び勧告事項

調査結果によれば、VFM(Value For Money)の額は、判明した 106 件の合計で 2,726 億円 (20.3%の節減効果)。PFI事業の適切な推進により、相当の効果が発現する 可能性があるとされた上で、PFI事業を効率的かつ効果的に推進する観点から以下の措置を講ずる必要があるとの勧告がなされた。

(1) VFM算出の客観性・透明性の確保

- ・VFM算出の具体的な方法を示すなどガイドラインの充実、VFM算出に係る事例 の蓄積・情報提供、VFM算出に係る支援方策の充実等
- ・VFMの算出過程や算出方法の公表を進めるため、VFMガイドラインの趣旨の普及啓発等所要の措置の実施

(2) 官民のリスク分担

- ・リスクの分担内容及び分担理由を明示した事例の蓄積・情報提供
- ・リスクマネジメントを行う際に実務上必要な事項をガイドラインに盛り込む等所要 の措置の実施

(3) 施設の設計・建設段階のモニタリング

- ・施設の設計・建設段階でのモニタリング事項をガイドラインに盛り込む等所要の措 置の実施
- (4) 民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境の整備
 - 性能発注の在り方に関する事項をガイドラインに盛り込む等所要の措置の実施
 - ・募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会及び期間の設定 について、関係省庁連絡会議幹事会申合せの趣旨の周知徹底及び具体的手順をガイ ドラインに盛り込む等所要の措置の実施
 - ・要求水準の明確化、提案様式の標準化など民間事業者の提案に係る負担軽減策の実 施

3. 今後の対応

本勧告に対する改善措置について、勧告から半年後の7月10日までに内閣府から総務省に回答する必要がある。

「PFI事業に関する政策評価書」(勧告部分のみ抜粋)

第4 評価の結果及び勧告

2 勧告

内閣府は、PFI事業を効率的かつ効果的に推進する観点から、次の措置を講ずる 必要がある。

- ① VFM算出の客観性及び透明性を確保するため、次の事項を実施すること。
 - i 公共施設等の管理者等におけるVFMの適切な算出が推進されるよう、
 - i) V F M 算出の具体的な方法を示すなどガイドラインを充実させること、ii) V F M 算出に係る事例を蓄積し、情報提供すること、iii) コンサルタントへの委託の要否を検討する際に V F M を試算することや、コンサルタントが算出した V F M をチェックすることができる知識を習得できる研修を開催することなど、 V F M 算出に係る支援方策を充実させること。
 - ii 特定事業の選定時においては、PSC、PFIのLCC、割引率等VFMの算出過程や算出方法を公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。また、民間事業者の選定時においては、選定事業者が決定された後、当該選定事業者の事業計画に基づくVFMが算出されるとともに、その算出方法を含め公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。
 - iii 独立採算型PFI事業の選定のための評価における需要予測及び収益性の積算 に資する事例を蓄積し、情報提供すること。
- ② リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、 リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積し、情報提供する こと。また、事例蓄積を通じて、リスク分担及びリスク管理などリスクマネジメン トを行う際に実務上必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込む こと等所要の措置を講ずること。
- ③ 施設の設計・建設段階でのモニタリング事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。また、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。さらに、モニタリングの具体的な方法に関する事例を蓄積し、情報提供すること。
- ④ 民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境を整備し、PFI事業として適切な審査を行うため、次の事項を実施すること。
 - i 要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方に関する事項をより明確に するため、これを具体的にガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。
 - ii 募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会及び期間の 設定を公共施設等の管理者等が行うべきことについて、関係省庁連絡会議幹事会

申合せの趣旨の周知を徹底するとともに、その具体的な手順を明確にするため、 これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。

- iii 提案項目の絞り込み、要求水準の明確化、提案様式の標準化など提案に係る負担軽減策を講ずること。
- iv 民間事業者から創意工夫が発揮された提案を引き出したり、民間事業者の提案 費用に係る負担を軽減したりするために、公共施設等の管理者等が工夫した事例 を蓄積し、情報提供すること。